

【 重 要 事 項 説 明 書 】
<令和 6 年 6 月 1 日 現在>

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 095-813-0033
担当 管理者 宮田 麻衣子
※ご不明な点はお尋ね下さい。

2. 陽の出訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	陽の出訪問看護ステーション
所在地	長崎市緑町3番19号
電話番号・FAX番号	電話番号 095-813-0033 ・ FAX番号 095-813-0055
介護保険指定番号 ・その他の併設サービス	4260190733 長崎県
医療保険ステーションコード*	01, 9079, 0
サービスを提供する地域**	①長崎市(旧高島町、旧伊王島町、旧外海町、旧琴海町は除く)

※上記地域以外の方々でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

- ・管理者 1 名以上
- ・看護職員
常勤専従5名以上 非常勤専従2名以上
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
常勤専従4名以上 非常勤専従3名以上
- ・事務職員
常勤専従2名以上

(3) 営業日および営業時間

営業日	営業時間	休業日
月曜日～金曜日	午前8：45～午後5：30	土・日、12/31～1/3

*当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

3. 事業の目的と方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

4. サービス内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| ①症状・障害の観察 | ⑥ターミナルケア |
| ②清拭・洗髪等による清潔の維持 | ⑦認知症患者の看護 |
| ③食事及び排泄等日常生活の世話 | ⑧療養生活や介護方法の指導 |
| ④褥瘡の予防・処置 | ⑨カテーテル等の管理 |
| ⑤リハビリテーション | ⑩その他医師の指示による医療処置 |

5. 料金

【介護保険】

(介護予防)訪問看護基本料金 (1割負担の場合) ※2

時 間 帯		基本料金	介護保険利用時の 1回あたりの自己負担額	あなたの受けるサービス と 週間予定(※3)	
(訪問看護)					
・ 20分未満	(看護)	¥3,205 /日	¥321 /日		
・ 30分未満	(看護)	¥4,808 /日	¥481 /日		
・ 30分以上1時間未満	(看護)	¥8,402 /日	¥841 /日		
・ 1時間以上1時間半まで	(看護)	¥11,516 /日	¥1,152 /日		
・ 20分 (1回あたり)	(リハビリ)	¥3,001 /回	¥301 /回		
・ 40分	(リハビリ)	¥6,003 /回	¥601 /回		
・ 60分	(リハビリ)	¥8,115 /回	¥812 /回		
* 夜間・早朝料金は1.25倍 * 深夜料金は1.5倍					
(予防訪問看護)					
・ 20分未満	(看護)	¥3,093 /日	¥310 /日		
・ 30分未満	(看護)	¥4,604 /日	¥461 /日		
・ 30分以上1時間未満	(看護)	¥8,106 /日	¥811 /日		
・ 1時間以上1時間半まで	(看護)	¥11,128 /日	¥1,113 /日		
・ 20分 (1回あたり)	(リハビリ) ※1	¥2,899 /回	¥290 /回		
・ 40分	(リハビリ) ※1	¥5,799 /回	¥580 /回		
・ 60分	(リハビリ) ※1	¥8,699 /回	¥870 /回		
* 夜間・早朝料金は1.25倍 * 深夜料金は1.5倍					
※1 リハビリ12ヶ月を超えての利用の場合、20分につき51円減算					
(共通)					
サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	看護1回につき	¥30 /回	¥3 /回		
	リハビリ20分	¥30 /回	¥3 /回		
	リハビリ40分	¥61 /回	¥7 /回		
	リハビリ60分	¥91 /回	¥10 /回		
・ 複数訪問加算Ⅰ (複数の看護師等が訪問)	30分未満	¥2,593 /日	¥260 /日		
	30分以上	¥4,104 /日	¥411 /日		
・ 複数訪問加算Ⅱ (看護師等が看護補助者と訪問)	30分未満	¥2,052 /日	¥206 /日		
	30分以上	¥3,236 /日	¥324 /日		
・ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		¥6,126 /月	¥613 /月		
・ 特別管理加算	(Ⅰ)	¥5,105 /日	¥511 /日		
	(Ⅱ)	¥2,552 /日	¥256 /日		
・ 退院時共同指導加算		¥6,126 /月	¥613 /月		
・ 初回加算	(Ⅰ)	¥3,573 /月	¥358 /月		
	(Ⅱ)	¥3,063 /月	¥307 /月		
・ 長時間訪問看護加算 1時間半以上 (特別管理加算の対象者に限る)		¥3,063 /日	¥307 /日		
・ 口腔連携強化加算 (1月に1回)		¥510 /回	¥51 /回		
・ ターミナルケア加算 (死亡月のみ)		¥25,525 /月	¥2,553 /月		
* 定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合					
・ 定期巡回、随時対応サービス連携型訪問看護		¥30,231 /月	¥3,024 /月		
要介護5の者に行う加算		¥8,168 /月	¥817 /月		
医療保険の訪問看護を利用している 場合の減算		¥-990 /日	¥-99 /日		
・ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		¥255 /月	¥26 /月		

・ 准看護師が訪問した場合は上記診療報酬に90/100を乗じた額になります。

・ 死後処置料 実費として、¥10,000 (税込み)

・ 緊急時訪問看護加算は、24時間体制で看護師又は准看護師が臨時訪問看護サービスを提供するサービス利用を希望される際に算定します。

※2 上記負担額は単回利用時、1割負担の金額であり、複数回利用した場合や負担割合が異なる場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理により数円単位で変動することがあります。

※3 契約後に変更となる可能性があります。

【医療保険】

訪問看護基本料金

			基本料金	あなたの受けるサービスと 週間予定(※3)	負担額
基本療養費	基本療養費 (Ⅰ) 30分～ 1時間30分程度	週3日目まで	¥5,550 /日		国保・社保 3割
		准看護師の場合	¥5,050 /日		
		週4日目以上	¥6,550 /日		
		准看護師の場合	¥6,050 /日		
	基本療養費 (Ⅱ) 同一日 3人以上	週3日目まで	¥2,780 /日		
		准看護師の場合	¥2,530 /日		
		週4日目以上	¥3,280 /日		
		准看護師の場合	¥3,030 /日		
		P T・O T・S T	¥2,780 /日		
	基本療養費 (Ⅲ)	外泊中1日につき ※通常入院中1回(基準告示第2の1に規定する疾患等の利用者の場合は2回)	¥8,500 /日		
	複数回 訪問加算	1日2回訪問	¥4,500 /日		
		1日3回訪問	¥8,000 /日		
	長時間訪問看護指導加算		¥5,200 /日		
	乳幼児加算(6歳未満の乳幼児)		¥1,300 /日		
	乳幼児加算(6歳未満の乳幼児)※2		¥1,800 /日		後期高齢者医療被保険者証 前期高齢受給者証 をお持ちの方
	複数名訪問 看護加算	看護師・P T・O T・S T	¥4,500 /日		証書に記載されている負担率 1割から3割
		准看護師	¥3,800 /日		
		その他の職員(1日に1回)	¥3,000 /日		
		その他の職員(1日に2回)	¥6,000 /日		
		その他の職員(1日に3回)	¥9,000 /日		
	管理療養費	初日	¥7,670 /日		
		2日目以降 1 ※3	¥3,000 /日		
		2日目以降 2	¥2,500 /日		
その他加算	24時間対応体制加算 (イ)		¥6,800 /月		
	特別管理加算	厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態の方	¥2,500 /月		
		上記の中で重症度が高いとして定められている状態の方	¥5,000 /月		
	特別管理指導加算		¥2,000 /日		
	退院時共同指導加算 (退院・退所につき1回加算する)		¥8,000		
	退院支援指導加算 (退院・退所につき1回加算する)		¥6,000		
	退院支援指導加算(長時間の場合) (退院・退所につき1回加算する)		¥8,400		
	在宅患者連携指導加算		¥3,000 /月		
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		¥2,000 /日		
	訪問看護医療DX情報活用加算		¥50 /月		
	訪問看護情報提供療養費		¥1,500 /月		
	訪問看護ターミナルケア療養費(死亡月のみ)		¥25,000 /月		
緊急訪問看護加算		¥2,650 /回	利用者の求めに応じて、臨時訪問した場合に算定		
夜間、早朝加算		¥2,100 /回			
深夜加算		¥4,200 /回			

※1 特別介護老人ホーム等で死亡の場合は¥10,000円

- ・訪問看護基本療養費(Ⅰ)2時間超の訪問看護30分ごと1,000円
- ・交通費
1日あたり100円(上限10日/月)
- ・日常生活上必要な物品(オムツなどの衛生材料費)
実費相当額
- ・24時間対応体制加算は希望する利用者に対して算定を行います。
- ・死後処置料 実費として、¥10,000(税込み)
- ・緊急時訪問看護加算は、24時間体制で看護師又は准看護師が臨時訪問看護サービスを提供するサービス利用を希望される際に算定します。

※2 別に厚生労働大臣が定める者を下記に示す。

(1) 超重症児又は準超重症児、(2) 別表7に掲げる疾病等の者、(3) 別表8に掲げる者

※3 R6年6月現在 訪問看護療養費1を算定

※4 契約後に変更となる可能性があります。

6. 自己負担額のお支払方法

毎月、月末締めとし、翌月にお支払をお願いいたします。

お支払方法は、口座振替と現金によるお支払との2通りの中からご契約の際に選べます。

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払下さい。

事故防止のため、できるだけ口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。

7. 看護師等の交替

サービス提供時に、担当の訪問看護師等を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師等が交替してサービスを提供します。

(1) ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師等の交替を希望する場合には、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにし、事業所に対して訪問看護師等の交代を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問看護師等の指名はできません。

(2) 事業者からの訪問看護師等の交替

事業者の都合により、訪問看護師等を交替することがあります。

訪問看護師等を交替する場合は、ご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

8. 事故発生時の対応

当ステーションが提供する訪問看護にあたって、事故が生じた場合は、速やかに利用者及び代理人が指定する連絡先等に連絡するとともに、「事故発生時の対応マニュアル」に従い、必要な措置をとります。

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、ご家族に連絡いたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情等を承ります。

担当：株式会社メイクス 陽の出訪問看護ステーション 電話： 095-813-0033

苦情受付担当者：宿輪 海王 解決責任者：宮田 麻衣子（080-1723-8995）

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

- ・高齢者すこやか支援課 (095) 829-1146
- ・長崎県社会福祉協議会 (095) 842-6410
- ・長崎県国民健康保険団体連合会 (095) 826-1599

11. 苦情処理の体制

(1) 苦情相談窓口の担当者(宿輪 海王)が、利用者及びその家族からの苦情相談を受け付け内容を確認し、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決します。

(2) 窓口担当者で解決が困難な場合は、苦情相談解決責任者(代表取締役)と協議し解決します。

(3) 当該事業所内で解決が困難な場合は、苦情解決委員会にて、協議し解決します。

※苦情解決委員会(苦情相談解決責任者・苦情相談窓口担当者)

(4) 苦情解決委員会での解決が困難な場合は、利用者及びその家族に市町村の相談苦情窓口等に相談できる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を当局に伝えその指示を仰ぎます。

1 2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者（管理者または代行者）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 衛生管理等

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 身体的拘束等の適正化について

- (1) 利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。